



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

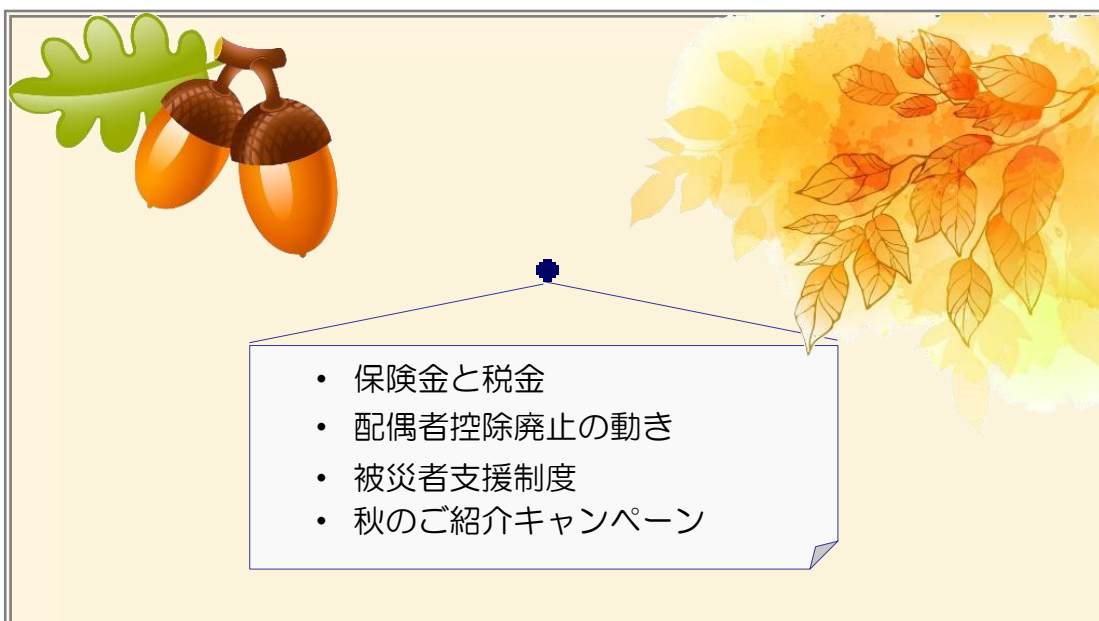
拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

早いもので地震から5ヶ月が経ちました。余震も大分減りましたが、完全におさまるまではまだまだかかりそうです。一方で、治安の問題等でどうなるか不安視されていたリオオリンピックも無事開催され、日本勢の活躍に勇気を頂きました。中でも陸上男子リレーの銀メダルには最高に感動させられました。

今回の TM 情報では、地震保険金を筆頭とした受取保険金と税金の関係、また頻繁に報道されている配偶者控除廃止の動きにスポットを当てております。皆様の手助けになれば幸いです。

敬具



保険金を受け取った際の取り扱い

震災により所有財産が被害に合い、その結果地震保険金や様々な補助金を受けることとなった方も多いと思われます。保険金の受取に関する税金について、受け取った人物が法人か個人かで変わってきますので注意が必要です。

●地震保険金を受け取った場合

☆法人の場合

受け取った保険金、その他補助金等すべて「雑収入」となります。

取引先からの見舞金等も雑収入となります。

受け取った額が少額なら影響は少ないですが、何千万という保険金が入った場合でも全額が利益となり、課税対象となりますので対策が必要です。各担当者と相談をお願いします。

☆個人の場合（貸付不動産以外）

損害保険金について、基本的に「非課税」です。ご自宅の地震保険金には所得税はかかりません。申告の必要もありません。

修理代がかさみ地震保険金を上回るような出費の場合、所得税の控除を受けられる可能性もあります。

（保険金－被害額）がプラス・・・残額は非課税

（保険金－被害額）がマイナス・・・残額は雑損控除の対象

※被害額・・・修繕費用、解体費用など



☆個人の場合（貸付不動産）

個人で不動産賃貸業を営んでいる場合です。

資産の被害に対して受け取った保険金は「非課税」です。

修繕費などが発生した場合は、受け取った保険金から差し引いて考えることとなります。

- ・不動産賃貸業が事業規模である場合、
（保険金－被害額）がプラス・・・残額は非課税
（保険金－被害額）がマイナス・・・残額は事業経費（雑損控除の対象外）
※事業規模でない場合は、事業経費か雑損控除の有利な方を選択することができます。

家賃の補てんとして受け取った保険金（休業補償等）は所得税の課税対象となりますので注意してください。

資金を調達するため、積立しておいた生命保険を解約して解約返戻金を受け取る場合もあると思います。場合によっては税金がかかる恐れもありますので注意しましょう。

●生命保険の満期保険金等を受け取った場合

ポイントは、①誰が保険料を払ったか
②返戻金を誰が受け取るか です。

契約形態	契約者 (保険料負担者)	被保険者	満期保険金 受取人	税金の種類
契約者と受取人が 同一人の場合	A (例) 夫	A 夫	A 夫	所得税 住民税
	A 夫	B 妻	A 夫	
契約者と受取人が 異なる場合	A 夫	A 夫	B 妻	贈与税
	A 夫	B 妻	B 妻	
	A 夫	B 妻	C 子	

・保険料負担者と保険金受取人が同一の場合

一時金として受け取る場合は所得税の一時所得に、年金方式で受け取る場合は公的年金等以外の雑所得になります。

一時所得の計算方法は

「(総収入金額—その収入を得るために支出した金額—50万) × 1/2」

例えば、返戻金が500万、支払済保険料が400万の場合

(500万—400万—50万) × 1/2 = 25万円が一時所得として計算されます。

なお、年収2000万以下のサラリーマンは原則確定申告不要ですが、「給与所得及び退職所得以外の所得金額」が20万を超えるときは確定申告の必要があるため、上記の場合確定申告が必要になります。

・保険料負担者と保険金受取人が異なる場合

贈与税が課されます。

「(満期保険金—基礎控除110万) × 贈与税率」



一般的に贈与税率は高く設定されているため注意が必要です。

特に専業主婦が契約者であり受取人であるが、保険料は夫の口座から支払っているような場合だと、保険契約を解約し、保険金を受け取った段階で夫から妻への贈与が発生したとみなされる可能性があります。

贈与税には毎年110万円の基礎控除がありますので、厳密には夫と妻の間で贈与契約を交わし、毎年保険料分を夫から妻へ贈与していただかなければならないでしょう。保険料負担者と保険金受取人がどうなっているのか、一度保険契約の内容を確認してみた方が良いでしょう。

配偶者控除廃止の動き

配偶者控除が近々廃止されるようです。まだ検討中ということではっきりしない部分もありますが、報道を見る限り時間の問題だと思われます。廃止されれば、いわゆる「103万の壁」がなくなることとなり、働き方を検討せざるを得ないでしょう。

• 配偶者控除

サラリーマンにとって配偶者控除は重要な所得控除です。年間38万円の控除が受けられ、所得額で変動はありますが所得税住民税合わせて約7万円の節税効果を果たしています。配偶者控除が廃止されると当然税負担は重くなりますので、共働きの必要性も出てくるでしょう。

• 配偶者控除に代わる代替案は？

夫婦控除の導入がささやかれています。基礎控除を夫婦間で共有出来るようになるという噂ですが、まだまだどうなるか分かりません。子育て支援を厚くするのかもしれませんが、全く別の案が出てくるかもしれません。いずれにせよ増税の流れではあると思います。

また同時に、「130万の壁」も崩壊することになりました。「130万の壁」とは、社会保険の扶養に入る条件の「給与年収130万円未満」のことです。2016年10月より適用となり、今後は「106万の壁」となるかもしれません。



• 社会保険の適用対象者（2016年10月1日より）

- ① 厚生年金加入従業員が501人以上の企業
- ② 月額賃金8.8万円以上（年間106万以上）
- ③ 勤務期間1年以上
- ④ 週20時間以上

上記の条件を満たす場合、社会保険加入が義務付けられます。

現段階では①のように大きい企業を対象としてますが、将来的には中小企業も対象となるかもしれません。

• 対策は？

基本的に増税の流れには逆らえません。手取りが少なくなるのを補うために共働きの必要が出てくるかもしれません。年収130万円の人が社会保険に加入すると年間保険料は約18万円ほど、所得税住民税は約4万です。参考にしていただけたいと思います。

被災者生活支援ガイドブック

熊本市に関しては、「熊本市被災者生活支援ガイドブック」というものが各公共施設に置かれており、税の減免猶予・義援金・融資等について案内されています。

例えば
個人住民税

居住する住宅の 被害程度	減免割合		
	所得 500 万以下	所得 750 万以下	所得 1000 万以下
全壊	全額	1/2	1/4
大規模半壊	3/4	3/8	3/16
半壊	1/2	1/4	1/8

固定資産税（抜粋）

区分	損害の程度	減免割合	
		2割～4割	4/10
家屋	損害の程度	4割～5割	6/10
		5割以上	全額

というように決まっているようです。

熊本市以外の市区町村についても、ホームページや印刷物で用意されていると思いますので、まずは一読して、対象となるようなら役所に相談に行きましょう。

来所される方の駐車場につきましては、事務所前の 15 番の駐車場をご利用ください。

